

山口県報

平成20年
3月7日
(金曜日)

目 次

規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

学校教育法施行細則の一部を改正する規則(学事文書課)……………二

山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………二

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則(物品管理課)……………二

教委規則

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………三

選管告示

山口県選挙管理委員会運営規程の一部改正……………三

企業管理規程

企業職員の自己啓発等休業に関する規程……………三

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程……………四



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正す

る。

第十九条の表宇部県税事務所の項中「美祿郡」を削る。
第二十八条の表山口県美祿防災行政連絡所の項中

美 祿 市	美 祿 市	を	美 祿 市	美 祿 市のうち平成二十年三月二日における美
-------	-------	---	-------	------------------------

に 改

め、同項の次に次のように加える。

山口県美東防災行政連絡所	美 祿 市	美 祿 市のうち平成二十年三月二日における美
山口県秋芳防災行政連絡所	美 祿 市	美 祿 市のうち平成二十年三月二日における美

第二十八条の表中

山口県美東防災行政連絡所	美 祿 郡 美 東 町	美 祿 郡 美 東 町
山口県秋芳防災行政連絡所	美 祿 郡 秋 芳 町	美 祿 郡 秋 芳 町

を 削り、同表

山口県美祿地区消防組合消防本部防災行政連絡所の項を次のように改める。

山口県美祿市消防本部防災行政連絡所	美 祿 市	美 祿 市
-------------------	-------	-------

第三十七条の表山口県宇部県民局の項中「美祿郡」を削る。

第四十七条の五の二の表中「美祿郡秋芳町」を「美祿市」に改める。

第四十七条の六の表山口県秋吉台ヒジターセンターの項中「美祿郡美東町」を「美祿市」に改める。

第四十七条の八第三項中「美東町」を「美祿市」に改める。

第四十七条の十の表山口県宇部健康福祉センターの項中「美祿郡」を削る。

第四十八条の表中部社会福祉事務所の項中「美祿郡 阿武郡」を「阿武郡」に改める。

第五十一条の二の表山口県宇部環境保健所の項中「美祿郡」を削る。

第六十条の表山口県中央児童相談所の項中「山陽小野田市 美祿郡」を「山陽小野田

市」に改める。

第七十六條の表山口県美祢農林事務所の項及び第八十二條の表山口県防府水産事務所の項中「美祢郡」を削る。

第八十七條第二項の表美東原種農場の項中「美祢郡美東町」を「美祢市」に改める。

第二百十九條の表山口県中部家畜保健衛生所の項中「山陽小野田市 美祢郡」を「山陽小野田市」に改める。

第二百四十八條の表美祢土木事務所の項中「美祢郡」を削る。
附則

この規則は、平成二十年三月二十一日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成十三年山口県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第十五條第一項」を「第二十八條第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百五十六條の二を次のように改める。

（総合評価一般競争入札）

第二百五十六條の二 契約担当者は、令第六十七條の十の第二項の落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験を有する者の意見を聴き、その意見を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

2 契約担当者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、学識経験を有する者の意見を聴き、その意見を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九号

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

山口県庁用自動車管理規則（昭和五十一年山口県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六條の二」を「第六條」に改める。

第六條の二を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

別記第三号様式を次のように改める。

表3 卸雜貨 世帯

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月七日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表防府分室の項中「美祢郡」を「美祢市（平成二十年三月二十日における美祢郡の区域に限る。）」に改め、同表厚狭分室の項中「美祢市」の下に、「平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。）」を加える。

第七十四条の表中「美祢郡美東町」を「美祢市」に改める。

附則

この規則は、平成二十年三月二十一日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第十五号

山口県選挙管理委員会運営規程（昭和三十五年山口県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 委員長及び委員（第三条―第六条）
- 第三章 委員会（第七条―第十条）
- 第四章 事務局（第十一条―第十八条）

- 第五章 地方事務局（第十九条―第二十五条）
- 第六章 公印（第二十六条・第二十七条）

附則

別表第一中「美祢郡」を削る。

附則

この規程は、平成二十年三月二十一日から施行する。



山口県企業管理規程第一号

企業職員の自己啓発等休業に関する規程を次のように定める。

平成二十年三月七日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

企業職員の自己啓発等休業に関する規程

（趣旨）

第一条 この管理規程は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山口県条例第五十四号。以下「条例」という。）の規定に基づき、企業職員（以下「職員」という。）の自己啓発等休業について必要な事項を定めるものとする。

（自己啓発等休業の承認の申請手続）

第二条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに行わなければならない。

2 山口県公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、自己啓発等休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続）

第三条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

（報告に係る事実の確認）

第四条 管理者は、自己啓発等休業をしている職員から条例第九条第一項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る事実を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（職務復帰後における号給の調整）

第五条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰したときは、職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年山口県人事委員会規則第一号。以下、「自己啓発等休業規則」という。）の適用を受ける者の例により、昇給の場合に準じて当該職員の号給を調整することができる。

（その他）
第六条 この管理規程に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業の取扱いについては、自己啓発等休業規則の適用を受ける者の例による。

附則
この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
平成二十年三月七日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の育児休業等に関する規程（平成四年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十三条とする。

第八条中、「第十条第五項の規定により読み替えられた条例第八条第二項」を「第三十条第五項において読み替えて準用する条例第二十八条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中、「第十条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の見出しを「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（育児短時間勤務に係る計画の申出）

第八条 育児休業等により子を養育するための計画について職員が育児短時間勤務の承認を請求する際に行う申出は、育児休業等計画書により行わなければならない。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第九条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行わなければならない。

2 第二条第二項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用

する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第十条 第五条の規定は、育児短時間勤務をしている職員について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「当該職員以外の当該子の親が常態として」とあるのは、「育児短時間勤務により養育している時間に当該職員以外の当該子の親が当該子を」と読み替えるものとする。

第五条の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改め、同条第一項第四号中「職員」を「当該職員」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条の二の見出しを「（育児休業に係る計画の申出）」に改め、同条中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同条を第三条とする。

附則

この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。